

「令和8年度課税のあらまし」の一部訂正について

4ページの「2枚目 課税明細書(1)」として記載した見本において、所得控除額に一部誤りがございます。該当箇所は以下の青枠部分のとおりです。

◆市民税・府民税・森林環境税の納税通知書兼税額決定通知書の記載内容について

1枚目 納税通知書兼税額決定通知書

【年税額】 当該年度の市民税・府民税・森林環境税を合計した税額です。

【内給与特別徴収税額】 年税額のうち、給与からの特別徴収により納めていただく税額です。

【内年金特別徴収税額】 年税額のうち、公的年金からの特別徴収により納めていただく税額です。

【内留選徴収税額】 年税額のうち、同封の納付書又は口座振替により納めていただく税額です。

【各納期の納付額等】 同封の納付書又は口座振替により納めていただく納期別の税額です。

【お問合せ番号】 お問合せの際に確認させていただきます。

2枚目 課税明細書(1)

【所得金額】 当該年度の課税対象である令和7年1月1日から同年12月31日までの各種所得金額を記載しています。

【所得控除額】 ○当該年度の市民税・府民税の各種所得控除額を記載しています。○所得税と市民税・府民税では、所得控除額が異なるものがあります。例)配偶者控除 所得税38万円 市民税・府民税33万円 ※合計所得金額900万円以下の場合の控除額。○各種控除額については、6ページ又は課税明細書(1)の裏面をご覧ください。○該当する場合に★印や人数を記載しています。

【総所得金額等の合計額】 新損失及び被損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除後の長期(短期)譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び遊園所得金額(分離課税分を除く。)の合計額をいいます。

(誤)

特定親族特別控除	430000
基礎控除	1175000
所得控除額の合計	

(正)

特定親族特別控除	
基礎控除	430000
所得控除額の合計	1175000

正しくは、基礎控除 430,000 円、所得控除額の合計が 1,175,000 円となります。